

信州上田医療センターは国立病院機構の一員として、患者さんに満足される安心で質の高い医療の提供、政策医療の推進、医療の向上、地域医療の充実、医療人の育成、健全経営を推進します。

### 【信州上田医療センターの理念】

私たちは目指します。

1. 互いに信頼し尊重しあえる関係
2. 安全で質の高い医療
3. 情報を共有して納得できる医療
4. 地域と連携して安心できる医療
5. 医療の将来を見すえた健全な経営

### 【信州上田医療センターの基本方針】

1. 患者さんの権利と要望を尊重し、十分な説明・情報提供を行い、患者さんが納得できる医療を行います。
2. 患者さんには誠実に対応し、互いに信頼・協力しあえる関係を作ります。
3. 職員は常に研鑽し、安全な医療・質の高い医療を、平等に提供します。
4. 地域で必要とされる医療、および当院が担当する政策医療の診療・研究・教育に最善を尽くし、情報発信を行います。
5. 地域の急性期医療を担う中核病院・地域医療支援病院として、地域医療機関・自治体との連携を強化し、地域住民の健康推進、地域医療の充実に努めます。
6. 医師の臨床研修、看護師養成、地域の各種医療従事者の研修を行い、医療水準の向上と医療従事者の養成に努めます。
7. 医療環境の変化に対応できる健全な経営を目指します。

国立病院機構の病院として当院が重点的に行う医療

1. 政策医療            ・・・がん、循環器病
2. 他の重点的な医療   ・・・小児救急・HIV・神経難病・骨運動器疾患・周産期医療・災害等

職員は、医療倫理、職業倫理として以下の事項を守って行動します。

### 【信州上田医療センター職員の倫理要綱】

1. 患者さんの権利と要望を尊重し、常に平等、誠実に接します。
2. 常に研鑽し、安全で信頼される質の高い医療の提供に努めます。
3. 職務上知りえた秘密を漏らさず、職を退いた後も秘密を守ります。
4. 常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的利益のために用いることはしません。
5. 職務に関して不当に金銭その他の利益を授受、提供、要求することをしません。
6. 職務遂行に際して、公共の利益の増進を目指し、病院の健全な経営に参画します。
7. 勤務時間の内外を問わず、病院の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような言動はしません。

医療法には、『国民自らの健康の保持のための努力を基礎として、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、良質かつ適切な医療の提供を行う』と定められています。信州上田医療センター職員は、医療の質と患者さんの安全確保は、患者さんと医療提供者とが協同して作り上げていくものであるとの考えから、「患者さんの権利」を十分尊重した医療に努めると共に、患者さんに次のことをお願いします。

### 【患者さんの権利】

1. 一人の人間として、その人格・価値観などを尊重される権利があります。
2. 良質かつ適切な医療を平等に受ける権利があります。
3. 病気・検査・治療・見通しなどについて、納得できるまで十分な説明を受ける権利があります。また、自分の診療記録の開示を求める権利があります。
4. 十分な説明と情報提供を受けたうえで、治療方法などを自らの意思で選択する権利があります。そのために担当医以外の医師の意見（セカンドオピニオン）を求める権利があります。
5. 医療の過程で医療者が知り得た個人情報を守られ、入院中も可能な限り私的な生活が乱されない権利があります。

### 【患者さんへのお願い】

1. ご自身の心身の健康についての情報、医療に対するご要望をできるだけ正確にお伝えください。
2. 納得できる医療を受けるために、十分に理解できるまでお尋ねください。
3. 医療の安全性を保ち、十分な治療効果が得られるよう、診療にご協力ください。
4. 他の患者さんの診療や療養生活を損なわないよう、規則をお守りください。
5. 厳重な指導のもと、医師、医学生、看護学生等の教育研修を実施していますので、ご理解・ご協力をお願いします。
6. あらゆる医療行為は本質的に不確実であり、意図せざる結果を生じる可能性があることをご理解ください。